

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る適正受入管理協議会の解散について

I 経緯

- ・平成 29 年 6 月に国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業が開始され、これまで愛知県、京都府、新潟市、沖縄県において計 14 社の特定機関(受入派遣企業)で、延べ 249 名の農業支援外国人材を受け入れた。
- ・他方、平成 30 年 12 月 8 日に新しい在留資格である「特定技能」の創設をはじめとする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。
- ・同年 12 月 25 日に農業分野が含まれることが決定され、農業分野で外国人材の受入が全国で可能になった。
- ・平成 31 年 2 月 25 日の国家戦略特区 WG において、内閣府、法務省、農林水産省、厚生労働省が農業支援外国人受入事業から特定技能制度への段階的な移行を進めることで合意し、本事業は令和 2 年 3 月 31 日をもって新規受入を停止した。
- ・その後、本事業による外国人の在留者が 0 名になったことを踏まえ、令和 7 年 3 月 7 日に区域計画を別紙の通り変更した。

II 適正受入協議会の解散について

各適正受入管理協議会(以下、「協議会」と言う。)は各区域会議の下に設置されるものであるため、区域計画の変更により本事業が全国展開されたことに伴い協議会を解散する。

協議会は構成員の合意により設置するものであることを踏まえ、解散についても同様に構成員の同意を得るものとする。